

令和4年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[商標]

【問題Ⅰ】

商標権の存続期間の更新登録制度に関して、以下の設問に答えよ。

- (1) 更新登録制度が採用されているのは、どのような理由によるのか説明せよ。
- (2) 更新登録の要件及び効果について説明せよ。ただし、商標権の回復については言及する必要はない。
なお、解答に際してマドリッド協定の議定書による特例は、考慮しなくてよい。

【40点】

【問題Ⅱ】

マドリッド協定の議定書の締約国Xの国民である甲は、同国における指定商品aに係る商標イについての商標登録を基礎とし、同議定書第3条(4)に基づく国際登録Aを2019年(令和元年)6月3日に受けたが、その際、国際登録Aは日本国を指定する領域指定がされていた。このため、当該領域指定に基づき我が国で令和2年1月6日に設定登録がされて商標権Bが発生した。商標権Bに係る商標登録については、登録異議の申立てはなく、無効審判も請求されていない。甲は、令和元年6月から現在(令和4年7月3日)まで、日本国内で商標イを付した商品aを販売している。現在を基準として、以下の各設問に答えよ。

ただし、各設問はそれぞれ独立しているものとし、各設問に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

- (1) 乙が令和元年8月頃から商標イを付した商品aを販売したことにより、甲の商品aの売上は、同年9月以降減少した。そこで、甲は、同年9月20日、上記の領域指定に係る内容を記載した書面を提示して、乙に対して警告した。乙は令和元年12月末をもって商品aの販売を終了したが、乙の商品aの販売終了まで甲の商品aの売上の減少は続いた。

甲が、現時点で、乙に対して取り得る商標法上の法的措置を答えよ。さらに、その法的措置が認められるための要件及び当該要件が本問において満たされているかを説明せよ。

- (2) 丙が甲に無断で令和3年8月1日から商標イを付した商品aを販売したことにより甲の商品aの売上は同年8月以降減少した。一方、丙は商品aの販売により毎月百万円の利益を得ている。そこで、甲は、丙に対する商標権侵害訴訟を提起する準備をしていたが、国際登録Aが全部について消滅してしまった。国際登録簿からの国際登録Aの消滅日は2022年(令和4年)6月30日であった。

甲が、現時点で、商標権Bに基づく商標権侵害訴訟を提起する場合、丙に対して請求

し得る権利として最も妥当なものをその内容と共に説明し、それが最も妥当と考えた理由を併せて説明せよ。

【60点】